

総行公第74号  
令和4年5月27日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
(公印省略)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布について（通知）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号。以下「改正法」という。）は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日（改正法第2条に係る規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行することとされているところです。本日、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和4年政令第204号）が公布され、改正法の施行期日を本年10月1日（改正法第2条に係る規定は、同年6月1日）とすることとされました。

貴職におかれては、改正法の施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。なお、改正法の施行に当たり、条例例その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、別途、通知・情報提供を行う予定ですので、これも参考の上、所要の措置を講ずるようお願いします。

おって、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先	総務省自治行政局公務員部公務員課 公務員第四係
電話	03-5253-5544（直通）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百四号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和四年十月一日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年六月一日とする。

総務大臣 金子 恭之

厚生労働大臣 後藤 茂之

内閣総理大臣 岸田 文雄